

令和6年2月5日

市民のみなさんへ

庄原市総領支所

行政文書の発行について

2月5日付けの行政文書を次のとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当 課 等
令和6年度 庄原市会計年度任用職員の募集	8ページ	総務部 総務課
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
「がん講演会」を開催します！	表面	生活福祉部 保健医療課
みんなつながる地域交流会～活動報告会～	裏面	企画振興部 自治定住課
堆肥利用促進事業補助金のご案内		企画振興部 農業振興課
田園文化センターだより		田園文化センター
総領地域 令和6年度市・県民税申告相談日程		総領支所 地域振興室
申告相談の予約受付が始まります！	表面	
申告相談へ来庁される皆さまへ 留意事項等のお知らせ	裏面	
医療費控除に関するよくある質問		
学校だより		総領中学校
ひとりぼっちに“しない・させない”まちづくり 親亡き後のくらしに向けて		庄原市社会福祉協議会

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当 課 等
広報しょうばら2月号		総務部 行政管理課
【市独自給付】庄原市子育て世帯支援臨時給付金のご案内		生活福祉部 児童福祉課
備北消防だより		総務部 危機管理課
買い物に関するアンケート		総領支所 地域振興室
まめな通信		庄原市社会福祉協議会 総領地域センター

<行政文書のお問い合わせ先>

〒729-3703

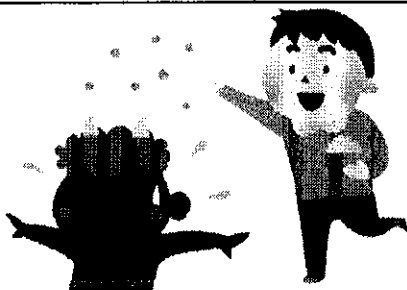
庄原市総領町下領家280番地1

庄原市総領支所総務室

電話番号：0824-88-2111

FAX番号：0824-88-2978

メールアドレス：soumu-sou@city.shobara.lg.jp





令和6年度

市・県民税申告相談日程

広報しょうばら1月号でお知らせしていますように、2月16日（金）から始まる「令和6年度市・県民税申告相談」の日程は、次のとおりです。

待ち時間を少なくするため、次のとおり地区の割り振りをしましたので、希望日の前日までに総領支所地域振興室市民生活係へ電話等で予約のうえ、申告していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

予約受付について詳しくは裏面をご覧ください。

月 日	対 象 地 区	会場等
2月		総領支所 2階会議室 受付時間 9時～11時30分・13時～16時
16日（金）	黒目	
19日（月）	亀谷（亀谷イ・ロ／小坂上・下）	
20日（火）	亀谷（本谷上・下／高田／段畑／土居）	
21日（水）	上領家・五箇（矢谷／上野／竹の下／栃木／牛の子谷）	
22日（木）	五箇（宮本／万我／田野河内／松山／田尻／砂／徳原）	
26日（月）	中領家・亀谷（五郎丸）	
27日（火）	下領家（山崎の里／千戈／八幡）	
28日（水）	下領家（光／庚申／巴）	
29日（木）	事務整理日	
3月	稲草（敷尾／長谷上・下／上市下・中・東・西／平井川の里／大谷／森藤／新制／日南の里）	
1日（金）		
4日（月）	稲草（新町上・下／本町上・下／かじや小路）	
5日（火）	稲草（川井町上・下／馬場）	
6日（水）	稲草（田総の里東・中・西組）	
7日（木）	稲草（郷原／下市の里／五萬の里／ともいきの里）・木屋	
8日（金） ～	全域	
14日（木）		
15日（金）	事務整理日（申告書の再提出・補完等）	

※事前相談会はいませんので、農業収支内訳書や医療費控除明細書等の作成方法、申告についてわからないことがありましたら、あらかじめご相談ください。

申告相談の予約受付について

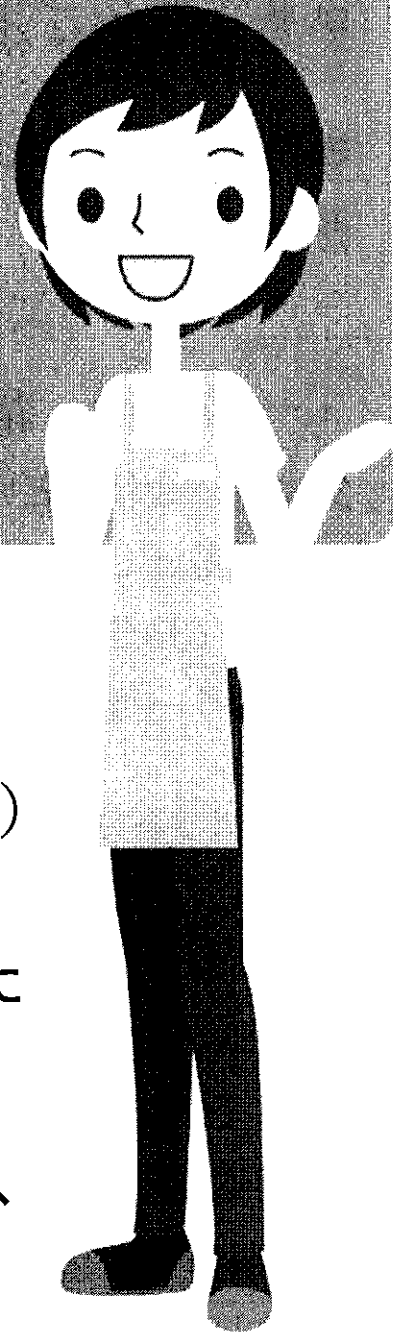
待ち時間を少なくするため、予約制により申告相談を受け付けます。

予約されていなくても申告相談はできますが、予約の方が優先となりますので、ご了承ください。

◆予約受付期間	令和6年2月9日（金）～3月13日（水） ※土日を除く 8時30分～17時15分の間をお願いします。
◆予約方法	<u>申告相談希望日の前日までに</u> 、電話または市民生活係窓口 で予約してください。 ※先着順です
◆予約先 ◆問い合わせ先	総領支所 地域振興室 市民生活係 電話 88—3063
◆その他	・農業所得の収支内訳書、医療費控除の明細書を作成のうえ、お越しくください。（作成されていない場合は、順番が後になる場合があります。） ・予約の方が優先ですので、予約されずに来られた場合、日を改めていただくことがありますのでご了承ください。 ・予約当日、受付されなかった場合はキャンセル扱いとなります。 ・予約後に都合がつかなくなった場合は、連絡をお願いします。 ・予約時間と多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ 地域振興室 市民生活係 電話88—3063

申告相談の 予約受付が 始まります！



予 約 受付期間

令和6年2月9日（金）
～ 3月13日（水）

※土日を除く

8時30分～17時15分の間に
お願いします。

予約方法

申告相談希望日の前日までに、
電話または市民生活係窓口で
予約してください。

※先着順です

申告相談へ来庁される皆さまへ 留意事項等のお知らせ

申告の際はご注意ください ～申告時に多い誤り事例～

申告の際に、次のような誤りが多く見受けられますのでご注意ください。

・一時所得・雑所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として、同様に、個人年金を受け取られた方は、その収入が雑所得として申告する必要があるか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認してください。

・被扶養者等の所得超過・重複

被扶養者となる要件は、所得48万円以下です。また、一人の被扶養者に対して二人の扶養者が扶養控除を申告している等の事例が見受けられます。被扶養者一人につき扶養者は一人までです。

・寡婦控除、ひとり親控除の適用漏れ

寡婦かひとり親に該当する方は寡婦控除又はひとり親控除が受けられます。ひとり親控除は、令和2年分から適用できる控除です。適用漏れがないようご注意ください。

医療費控除に関するよくある質問

医療費控除に関して寄せられる「よくある質問」を一問一答形式でまとめました。わからないことがありましたら、まずこちらをご確認ください。

所得税、市・県民税ともに課税されていませんが、医療費控除で還付を受けることはできますか？

医療費控除の還付は、自身が支払った（源泉徴収された）所得税額から還付を受けるものであるため、課税されていない場合は医療費控除の還付を受けることはできません。特に、給与や公的年金の源泉徴収が1枚で、その源泉徴収票の中の源泉徴収税額欄が0円の方は、所得税から還付を受けることはできませんのでご注意ください。

※ 医療費控除は、支払った医療費そのものを還付する制度ではなく、かかった医療費に応じて税金の負担を緩和することを目的とした制度です

年間医療費が10万円以下の場合は医療費控除の対象にならないのでしょうか？

その年の総所得金額等が200万円に満たない方で、年間医療費から保険金等で補填される金額を差し引いた金額が総所得金額等の5%を超えている場合は医療費控除の対象となります。

（例）年間医療費が9万円、保険金等で補填される金額が1万円、その年の総所得金額等が150万円の場合
 $9\text{万円} - 1\text{万円} - (150\text{万円} \times 5\%) = 5,000\text{円}$ が医療費控除額となります

医療費控除の申告の際は、医療費の領収書を用意するだけでいいですか？

医療費控除の申告にあたっては、かかった医療費の領収書等をもとに「医療費控除の明細書（※）」を作成し、提出する必要があります。領収書を提出する必要はありませんが、5年間の保管義務がありますのでご注意ください。

※ 医療費控除の明細書は、国税庁ウェブサイトからダウンロード可能ですが、総領支所でも用意しています。

人間ドックなどの健康診断のための費用は対象になりますか？

基本的には対象になりません。ただし、健康診断等で病気が発見され、引き続きその病気の治療を要した場合は対象となります。

歯並びを矯正するための費用は対象になりますか？

発育段階にある子どもの成長を阻害しないようにするために行う歯列矯正など、その人の年齢や矯正の目的などから見て、社会通念上必要と認められる場合は医療費控除の対象になります。

新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査や抗原検査費用は対象になりますか？

■医師等の判断により検査を受けた場合は対象となります。

■自身が感染していないことを明らかにする目的で受けるＰＣＲ検査などの費用は対象となりません。ただし、検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には対象となります。

入院中の食事代、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用や診断書の文書料は対象になりますか？

入院中に病院から提供される食事の代金は入院費用の一部なので対象になりますが、自身で別途購入したおやつ代等は対象になりません。寝具や洗面具は医師等による診療を受けるため直接必要なものではないため、対象になりません。文書料も対象になりません。

入院した際の保険金（入院給付金）が出ますが、翌年の確定申告時までにその金額が確定していない場合、どのように取り扱えばいいのでしょうか？

医療費を支払った年分の確定申告書提出時までに保険金額が確定していない場合は、受け取る保険金額を見積ったうえで、その見積額を支払った医療費から差し引きます。なお、保険金の確定額が見積額と異なってしまったときは、遡ってその年分の医療費控除額を訂正する必要があります。

【参考】国民健康保険等の高額療養費の金額が確定していない場合も、上述の生命保険給付の場合と同様の取り扱いとなります。

介護施設サービス・居宅サービスを利用した場合の負担金は対象になりますか？

介護保険適用のものであることが大前提で、領収書に「医療費控除の対象となる金額」が記載されている場合は、その金額が医療費控除の対象となります。記載がない場合は、利用施設に直接お問い合わせください。

通院のための交通費は対象になりますか？

■バス、電車等の公共交通機関の交通費は対象となります。

■タクシー代は一般的には医療費控除の対象となりませんが、病状から見て急を要する場合や、骨折等でバスや電車が利用できない場合は対象となります。なお、タクシー代に高速道路料金が含まれているときは、その料金も医療費控除の対象となります。

■自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象になりません。



ひとりぼっちに“しない・させない”まちづくり

親亡き後のくらしに向けて

「子どもも親も、お互い元気なうちに考えればいいんだろうけど…何から？」

「家族でお金の事って話しにくいし…」

「いつかは親が先にいなくなる。…子どもの暮らしはこのままで大丈夫かな？」

お金のことや制度について、親亡き後のくらしに向けた講演会です。一緒に聞いてみませんか？



講師：柳澤美由紀 氏

・働けない子どものお金を考える会

・家計アイデア工房代表 ファイナンシャル・プランナー

働けない子どものお金を考える会とは

ひきこもり、ニート、あるいは障がいをお持ちのお子様を抱えるご家族の家計を考える、ファイナンシャル・プランナーの集まりです。親だけでなく、お子様の生涯をまっとうできるだけの資金計画を立てるお手伝いをしています。

日時 令和6年2月17日(土)

13:30~15:30

オンライン
開催

参加
無料

会場 庄原市ふれあいセンター コパリホール

※庄原会場については講演会終了後、個別相談も受け付けます。当日お知らせください。

庄原市東城支所 302 会議室

高野保健福祉センター 研修室

比和自治振興センター 研修室

●YouTube 期間限定配信

後日この講演会を配信する予定です。詳細は下記までお問い合わせください。

参加申込 会場への参加申込は不要です。

※また、会場以外(ご自宅等)でのオンライン参加(ZOOM)も可能です。

参加希望の旨と氏名(匿名可)、電話番号をご記入いただき

2月10日(土)までにメールでお申込みください。

問い合わせ 庄原市社会福祉協議会 地域共生推進課(担当:稲里)

電話:0824-75-0345

メール:chiiki1@shakyoshobara-city.or.jp



メールアドレス
QRコード

主催:庄原市ひきこもり支援ネットワーク会議・庄原市社会福祉協議会

後援:庄原市・庄原市民生委員児童委員協議会・庄原市自治振興区連合会

共に生きる仲間「つばさの会」・ひきこもり支援者の会総領「てんとうむしの会」

西城ひきこもり支援の会・比和のひきこもり支援を考える会

家族会「スノードロップ」・ららカフェ

“ひとりぼっち”をつくらないつながる応援隊



自立相談支援事業たんぽぽ(庄原市委託事業) 赤い羽根共同募金

相談窓口一覧

ご家族だけで悩んでいませんか？

例えば…

- ・ 家族との関係に悩んでいる
- ・ 子育て、不登校で心配していることがある
- ・ ひきこもりの家族の事を相談したい
- ・ お金が少なくこれからの生活が心配
- ・ 障害のある家族のことについて相談したい
- ・ 高齢の両親のこれからの事が気になる…など

まずはご相談ください。

庄原市社会福祉協議会

庄原市役所

地域共生推進課 0824-75-0345 相談専用メール chiiki1@shakyoshobara-city.or.jp	社会福祉課：0824-73-1166 保健医療課：0824-73-1255
庄原地域センター：0824-72-5151	
西城地域センター：0824-82-2953	西城支所：0824-82-2202
東城地域センター：08477-2-0488	東城支所：08477-2-5131
口和地域センター：0824-89-2320	口和支所：0824-87-2112
高野地域センター：0824-86-3044	高野支所：0824-86-2115
比和地域センター：0824-85-2300	比和支所：0824-85-3001
総領地域センター：0824-88-2796	総領支所：0824-88-3063